

プロレタリア

発行所・新世界通信 発行人・小川春夫
東京都足立区梅島2-38-11-303
TEL 03(3849)4953 FAX 03(3849)4938
郵便振替 00160-4-174947

E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

世界の転変に9条活かせ

5・3憲法大集会に3万8千人

米トランプ政権は4月に入って、世界を相手に一律10%関税、対米黒字国ごとに追加関税と猶予期間、自動車25%関税、とくに中国には14.5%などの関税増徴を仕掛けてきた。ふっかけて取り引きという、米国内産業立て直しの絶望的試みであるが、同盟諸国関係と世界資本主義の危機を加速させている。
問題は、このトランプ関税を「国難」とし、与野党翼賛の国益国防ナショナリズムで乗り切ろうとする日本のような従属的盟諸国の政治状況にある。米国民は、差別排外主義と公共サービス切り捨てに抗し、「手を引け」と起ち上がった。日本人は、米国民と連帯し、汚い取り引きの己がブルジョア政権とこそ闘うべきだ。石破政権が、自動車のために農業を切り捨てるならば、政権打倒の火ぶたを切ろう！ (編集部)

5・1日比谷メーデー

5月1日快晴の午前

5月1日快晴の午前、第96回「日比谷メーデー」が都心で挙行された。日比谷野外音楽堂の内外に約3千人の労働組合員・市民が参加した。主催は、同メーデー実行委員会。
働く者の団結で生活と権利、平和と民主主義を守ろう！との恒例のスローガンのほか、今年のスローガンを、①大幅賃上げ実現！労基法解

5・1釜ヶ崎メーデー

大阪では5月1日の早朝

大阪では5月1日の早朝「第56回釜ヶ崎メーデー」が行われた。釜ヶ崎メーデーは、既存の労働運動からも切り捨てられてきた釜ヶ崎労働者が、「オレたちも労働者だ！」と声を上げ、1970年に「第1回釜ヶ崎メーデー」を行なったことに始まる。72年の第3回からは釜ヶ崎メーデーとして取り組まれ、全港湾・西成分

後半国会は選択的夫婦別姓実現

4月「19の日」行動・国会前

後半国会で争点の諸法案が煮詰まってくるなか、4月の「19の日」行動が各地で取り組まれた。7月参院選を前にした後半国会で、与野党が争点としているのは、消費増税をはじめとする物価高対策、トランプ関税対策、能動的サイバー法案、選択的夫婦別姓制度、再審法改正などである。



▲ 未来は変えられる！ (東京・有明防災公園)

5月3日の日本国憲法施行78年の日、各地で改憲反対・憲法活かせ！の行動が展開された。晴天の東京では江東区有明防災公園で、「未来は変えられる！戦争ではなく平和な暮らし！2025憲法大集会」が行なわれ、昨年を上回る3万8千人が参加した。主催は、平和といのちと人権を！5・3憲法集会実行委。共催は、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委など6団体。
本集会は午後1時、総がかり実行委・釜ヶ崎メーデーの主催者挨拶で始まった。釜ヶ崎メーデーは、「この



▲ 国際連帯で石破政権打倒 (日比谷野音)

任案、やるべきはやります！」と野田代表びつくりの見栄を切った。
集会後半は、佐藤学さん(安部法制廃止・立憲主義回復を求める市民連合)の連帯挨拶、各分野のリレートークと続いた。最後に、小和田義和さん(憲法共同センター)が、5月19日の「行動等」の行動提起をして終了。参加者は二手パレードに出発した。
総じて言うと、昨年まで続いた改憲発議阻止！という守勢の闘いから、昨秋総選挙の転換を経て、9条実現の攻めに入った今年の大行動であった。(東京W通信員)

長)、主催者挨拶が中島由美子さん(中小民間労働組合代表)から行なわれた。中島さんは、「今春闘では大手で満額回答というが、中小・非正規には格差拡大だ。欧州では週休3日が広がっているが、日本では労働時間規制が破壊されつつある。そして主食のコメすら不安になる反面、43兆円の国債発行」と現状を批判し、石破自公政権・財界との闘いを訴えた。
連帯挨拶が、都労連委員長の中川崇さん、第96回中央メーデー(同日代々木公園で全労連などにより開催中)の実行委の黒澤幸一さんからなされた。両者とも、闘う統一メーデーの実現を求めた。

来賓挨拶として、参院議員の大橋ゆうこさんが、沖繩の山城博治さんと共に登壇した。
韓民主労総からのメッセージが披露された。民主労総・ギョンス委員長は、このかんの尹錫悦の大闘争での「道を開く」民主労総の役割について報告し、6月大統領選を踏まえた社

会大改革の闘争方針を語った。また、韓国工場屋上での籠城476日(最近1名が体調不良で降り1名が継続)など、日東電工に雇用継承を求める闘い(韓国OP闘争)について特に触れ、このかんの日本での支援に謝意を表した。
各課題からは、労働法制について榎本康子さん(雇用共同アクション)、今年1月、厚労省の労働基準法研究会が労基法のドローション(適用除外)について報告書を出し、来年の労基法改悪が策されている。「労使自治」の名の下に、労基法の労働時間規制などを除外するものだ。
また、外国人労働者については、フィリピンさん(全統一アフリカユニオン)。反戦平和については、釜ヶ崎メーデー実行委(5・3憲法集会実行委)がアピールした。

後半国会で争点の諸法案が煮詰まってくるなか、4月の「19の日」行動が各地で取り組まれた。7月参院選を前にした後半国会で、与野党が争点としているのは、消費増税をはじめとする物価高対策、トランプ関税対策、能動的サイバー法案、選択的夫婦別姓制度、再審法改正などである。
東京では昼過ぎ、113回めの「19の日」行動が、「憲法いかせ！戦争できる国つくり反対！選択的夫婦別姓の実現を！THE END 自民党政治4・19議員会館前行動」として行なわれ、国会前に900名が参加した。主催は、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委と9条改憲NO！全国市民アク

集会は、分断を乗り越えて開催した横浜3万人集会から10年め。この連携が2015年安保法制国会闘争の爆発につながった。その後コロナ禍でも継続し、この力が改憲発議を止めてきた」とこれまでの成果を確認しつつ、「しかし今、世界は戦争と排外主義の危機にある。日本では台湾有事を口実に戦争態勢が作られ、沖縄米軍をはじめ性暴力が続いている。韓国は、女性とジェンダー平等の闘いが際立っている。私たちが大軍拡反対の新署名を始めた。7月参院選では、与野党逆転

のみならず、平和と人権の闘いを勝利させよう！」と基調提起した。続いてお三方からスピーチ。植野妙子さん(中央大学名誉教授・憲法学)は、「戦争とトランプ主義、しかし、たじろぐことはない。私たちに憲法がある。国際平和は、ディールではなく憲法13条個人の尊重で勝ち取られる」。

田中照巳さん(日本原水爆被害者団体協議会代表委員)は、「戦争はさせない、とくに核兵器は絶対に使わせない。被団協は17年にもノーベル賞候補に挙げられたが、ノルウェー政府が同盟国の米政府に配慮した。今回は核使用の危機を感じ、被団協に回って来たと思える。しかし私たちが老いた。核兵器廃絶、次の世代への引き継ぎに期待する」。

古賀茂明さん(評論家・元経産省)は、「米国の関係が一番大事。価値観を共有と、これまで思われてきた。しかし、今、そうではないと皆が気づいた。対米の問い直しは、対中国の問い直しと裏表だ。中国の人と話すことが必要。大きな分岐点、今がチャンス

体を許すな！社会保障の充実を！②ジェンダー平等！均等待遇実現！なくせ貧困・格差・差別！8時間働けば暮らせる社会を！③被災者支援！福島原発事故を忘れない！原発のない社会を！④反戦平和！核兵器廃絶！9条改憲反対！大軍拡・増税反対！辺野古新基地建設阻止！として掲げた。

開会宣言が鎌田博一さん(国労東京地本委員長)から行なわれた。朝「第56回釜ヶ崎メーデー」が行なわれた。釜ヶ崎メーデーは、既存の労働運動からも切り捨てられてきた釜ヶ崎労働者が、「オレたちも労働者だ！」と声を上げ、1970年に「第1回釜ヶ崎メーデー」を行なったことに始まる。72年の第3回からは釜ヶ崎メーデーとして取り組まれ、全港湾・西成分

会と組織的にも運動的にも決別した闘いとして続いてきた。その釜ヶ崎メーデーも、今年で56回を迎える。
会場である「秋小の森」には、100名を超える仲間が赤ハチマキ姿で集まった。また、「特撮」の紹介のため、労働センターに集まっている多くの仲間が注目する中、メーデー集会が行なわれた。集会後、三角公

行動は、戦争させない千人委員会・内田雅敏さんの主催者挨拶で開始。「政府は台湾有事を主張し、琉球列島の軍事要塞化が進行、戦争の危機が拡大している。日中間は、日中共同声明、日中平和友好条約など4つの合意に基づき平和が守られていく。韓国の人々も平和と民主主義のために決起した。中国、韓国などアジアの人々と協力して平和を守ろう！」と訴えた。

政党挨拶では、立憲市民の柴田勝之衆院議員(東京比例)。「女性の95%が姓を変えている。一人ひとりの人権・アイデンティティにとって大きな問題だ。姓の選択を認め人権を尊重する、それが夫婦別姓だ。党は

30年前の法制審議会見解で党内をまとめ、幅広い党派の団結を実現する。今が成立のチャンスだ」と述べた。
社民党・福島瑞穂参院議員はメッセージで、「トランプ大統領の関税引き上げが、国際社会に大きな混乱を与えている。社民党は、食品の消費税ゼロ、最賃1500円を掲げて貧困の根絶を求め、大軍拡・原発推進の自公政治を許さない」と7月参院選に向けて訴えた。日本共産党も、堀川朗子衆院議員(近畿比例)が発言。

市民からの発言では、平和を求め軍拡を許さない女たちの会・熊本・海北由希子さん。「九州・京都・沖繩などで軍事拠点が進み、熊本では司

望書」を突き付けた。最後は大阪城公園で、弁当を広げ、恒例となっている「カンパイ」で闘いを締めくくった。
今年も釜ヶ崎メーデーは、安心して働き生活できる釜ヶ崎のための諸要求とともに、戦争と排外主義に反対する諸課題を確認した。「全世界の労働者、人民、被抑圧民族と連帯して闘おう！」のスローガンの下、メーデーを大衆行動として闘い抜いた意義は大きい。
戦争に向けて社会が大きく動き始める中、戦争と排外主義に反対し、差別・分断支配を打ち破り、団結を強めていこう。大衆行動を強めていこう。(釜ヶ崎S)

無念の思いを必ず晴らす

石川一雄さん4・16追悼集會に1000名

狭山市で1963年5月に女子高校生が殺害された狭山事件で、第3次再審請求中の今年3月に86歳で急逝した石川一雄さんの追悼集會が4月16日、東京都内の日本教育會館で執り行われた。

主催は、部落解放同盟中央本部と狭山事件の再審を求める市民集會実行委。

先に逝ってしまった一雄。無念だったね」と故人に語りかけるに話し始めた。そして、「これから自由に空を飛びながら見守ってほしい、あなたに会ってとても幸せだった」と結んだ。

部落解放同盟・西島藤彦中央執行委員長は、「3月11日午後10時31分、誤嚥性肺炎で逝去された。4月の三者協議では、事実調べが行われ、いよいよ再審の扉が開かれるのかとの矢先の訃報だった。狭山事件は部落差別事件であり権力犯罪だ。一雄さんの無念をかみ締めながら闘いを拡大し、必ず冤罪を晴らす」と遺影に誓った。

狭山再審弁護団・竹下政行事務局長は、「早智子さんが4月4日、第4次再審請求を東京高裁に申し立て、第3次請求審で審理中だった証拠280点を改めて提出した。いよいよ証人尋問と

いうところでの計報は、弁護団として悔しく残念でたまらない。高裁の担当は、第3次と同じ第4刑事部。速やかに望ましい結論を得よう全力を尽くす」と報告した。

静岡から駆け付けた袴田ひで子さんは、「何でこんな早く逝ってしまったのですか。今度は石川さんの再審だと信じていたのに。62年間も闘っていたのに悔しい。今日は富士山が美しく見えた。その横で石川さんが笑っていた。今度こそ一雄さんの再審開始」と涙ながらに訴え、袴田さんと親交に謝意を表した。

狭山事件の再審を求める市民の会・鎌田憲事務局長は、「再審法を変えることができず、第3次再審のさ中に石川さんは亡くなった。一雄さんにお詫びしたい。再審法改正の議員立法に向けて国会議員384名が立ち上

がった。今が一番大切な時」と指摘した。

その国会議員からは、立憲民主党の近藤昭一衆院議員、国民民主党の西岡秀子衆院議員、社民党の福島瑞穂参院議員が、岡野の挨拶を行なった。超党派による再審法改正議論についての報告もあった。再審請求審での検察官の証拠開示が義務化されていない等のため、狭山再審は長期化し、石川さんは生きて再審決定を得られなかった。袴田事件では、再審決定に対する検察官の特別抗告が禁止されていなくなった。いよいよ結論が引き延ばされた。再審法改正は法制審議会答申を待つまでもなく、議員立法でただちに実現されるべきだ。

な追悼集會では、歌手の小室等さんらによる追悼楽曲、李政美さんの歌う「朝露」が演じられ、美しくも悲しいメロディが心をゆさぶった。

第4次再審で無罪判決を勝ち取り、無念の思いを必ず晴らす。

また4月29日には、大阪で石川さん追悼集會が開かれた。

(東京〇通信員)

反対は、共産といわなごに限られた。18日から参院で審議入りした。能動的サイバー防禦法案は、①憲法9条に反する戦争遂行のための法律として提出された。

同法案は、2022年末の岸田政権「安保3文書」の中の「国家安全保障戦略」に導入方針が明らかされ、それに則って国会に提出された。日米共同作戦において米軍側が特に求めているのが、日本側のサイバー防禦である。

サイバー攻撃の予兆を把握して警察や自衛隊が、対象サイバーに入り込み、無害化する措置(能動的防禦)は、他国への先制攻撃とみなされる恐れがある。能動的サイバー防禦の日本一体化が進めば、戦争の危機が高まる。政府は、同法案は自衛権・交戦権とは関係ないとしているが、電子空間がすでに戦場化しているのが世界の現実である。

また同法案は、②憲法21条2の通信の秘密を侵害する。

それは、国民の通信情報を政府が常時収集し、のぞき見し、監視することを可能とする。当事者の許可がなくても、幅広い情報取得ができる。盗聴法はもと有線電話が対象であったが、同法案では、メール・LINE・SNSの投稿などネット空間すべてが対象となる。

戦争準備の法律は、必ず人権制約を伴う。会期未は6月22日。参院立民の再考を求める。諦めことなく参院で廃案とさせよう。(〇通信員)

令部の地下化が進んでい。かつて熊本は軍都だったが、今がその状況だ。健康駐屯地の弾薬庫に1000発ものミサイルを貯蔵せんとし、地対艦ミサイル部隊が配備されようとしている。我々は、直接自衛隊との話し合いを求めている」と報告し、この件での6・7日本教育會館での集會参加を呼びかけた。

続いて、国民救済會の岸田さんが、通信の秘密を侵害する能動的サイバー防禦法案の危険を訴え、「自衛隊が使用することも可能で、先制攻撃になる」と批判した。

行動には、韓国の社団法人「統一の道」からの連帯メッセージが寄せられた。それは、「労働者連帯の123日間の抗争で、平和破壊勢力の尹錫悦を罷免した。今韓国は、再び平和と民主主義の国になった。今年は光復80年。東アジアの平和のために力強く連帯して闘う」とアピールした。

最後に、憲法共同センターの高橋さんが以下を行動提起。

5月3日、有明公園の憲法大集會。

5月18日、新宿駅東南口の街頭宣伝、午後4時。

5月19日、第114回「19の日」行動、衆参議員會館前・午後6時半。

(東京〇通信員)

1月には、チェコ軍救出は完了したとして撤兵の声明を出す。他国も同年6月までには撤兵を終えている。しかし、日本のみはあくまで撤兵せず、東シベリア支配の狙いから、革命の朝鮮・満州への波及を防止し、シベリア留民の保護と、出兵目的を変更して居つづけた。

(vi)「尼港事件」と「4.5事件」

「不意打ち攻撃するも日本軍の壊滅」

ロシア革命派は、1920年1月から2月にウラジオストク、武市ハバロフスクに次々と入城し、白衛派を放逐する。日本軍は「全面撤退すべきだ」という革命派の勧告を無視し、「中立」を唱えて武市以外では居残り、そこでは革命派と日本軍が一時「雑居」する状態となった。

尼港(ニコラエフスク)とその周辺では、1月10日ごろまでに白衛派は全て敗北し、尼港はパルチザン軍に包囲される。尼港の守備は日本軍が中心となる。日本軍は、陸軍が約330名、海軍が約40名の無線電信隊が駐屯していた。

尼港の石川守備隊長は、白水第十四師団長からの再三の訓令により、ようやくこれに従い、パルチザンとの和平交渉に入る。交渉は2月28日に入ると、白衛軍は武装解除されること、日本軍はロシアの内政に干渉せず、局外中立を守る(武装については、何らかの制限があったと思われる)などが定められた。

この事件に関する「相当の報償謝罪をなすに至る迄」の保障と称して、北サハリンを7月に占領する。しかし、日本軍のロシア農民や朝鮮人の虐殺などについては一言もなく、知らん顔であった。

1920年4月6日、ザバイカル州西部で、極東共和国の成立が宣言された。これは、ボリシェヴィキのみならず、エスエル、メンシェヴィキなども参加したもので、ソヴィエト側は日本軍との衝突を避けるための緩衝国家として設立した。ボリシェヴィキ政権としては、国内では、「戦時共産主義」による農産物割当徴発制が農民から不評を買い、しばしば反乱を招いた(1921年3月の第10回党大会で、ネップに政策転換するとともに、現物税に切り換えた)。国外では、対ポーランドの革命戦争(1920年4月10月)が頓挫し、世界革命は遠のいた。

他方、日本側でも、国際的孤立がさらに深まり、国際世論の集中的批判を恐れ、5月初頭、田中義一陸相が、東進するソヴィエト軍とのあいだに緩衝地域を設けるよう現地軍司令官に訓令を発している。

日ソ双方の弱点の露呈で、共に妥協せざるを得なくなった。だが、日本軍の撤兵は、結局、1922(大正11)年10月までかかった。

10億円の軍事費を浪費し、3000人の死傷者を招き、シベリア出兵は完全な失敗に終わったのである。ただし、北サハリンからの撤兵は、その後の1925年である。

(つづく)

パルチザン軍は、翌29日にニコラエフスク(尼港)市内に入る。日本軍とパルチザン軍との関係は、その内実は一層明らかになる。外見には「一層悪化関係」ではなかったようである(日本軍の武装は結局、解除されなかった)。日本軍幹部はパルチザン軍本部をしばしば訪れ、会話を行なっている。

だが、日本軍の不意打ち攻撃は、翌12日の午前1時30分に始まった。日本軍はパルチザンの本部を包囲して、何人かの幹部を戦死させている(指導者のトリアビーンも負傷するがすぐに移動され死にはしなかった)。そして、火を放って燃やした。だが、パルチザン兵は民家など何力所かに分散していたので、一挙に壊滅とはならず、むしろ各所から応戦して日本軍に壊滅的打撃を与えた。日本軍の大部分は戦死する。日本領事館も攻撃され、石田領事(当時が副領事)は自刃し、妻子もまた自決した。さらにパルチザン兵は、尼港市内の日本人を襲い、抵抗力なき老幼男女も悉く(ことごとく)殺害した。兵營に逃れることができたのは400余名の居留民中僅(わず)かに13名に過ぎなかったといわれる。なお、日本人居留民の男子も戦争に参加し、多くが戦死している。

宮海峽を挟んでサハリンのアレクサンドル市の対岸となるデ・カリストに上陸する。日本軍の来襲を迎え撃つたのは、ソヴィエト派の三派連合である。三派とは、アナキスト、エスエル・マクシマリスト(最大限綱領主義者)、ボリシェヴィキである。

日本軍接近に恐れ、三派連合の中心人物・トリアビーンは敵方のロシア人などの戦闘員を次々と殺戮したが、3月の「尼港事件」の際に捕らわれ投獄された日本人も、5月24日、全員が虐殺されている。内訳は、陸軍軍人軍属108名、海軍軍人2名、居留民12名の計122名である。さらにトリアビーンらは、尼港脱出前、街に火を放った。5月30日に一部、6月12日にかけては大部分が焼き尽くされ、尼港は焦土と化した。

3月の「尼港事件」の虐殺情報などが、次第に広く知られるようになり、パルチザンの農民達からも次第に嫌われるようになり、ボリシェヴィキ政権としても対処せざるを得なくなる。トリアビーン、キャシコ、ジェレージンら7名は、7月9日「人民裁判」で死刑となり、その夜のうちに処刑された。

(vii)緩衝国家・極東共和国の樹立と妥協

1920年3月、さらには5月に「尼港事件」が、前述のように引き起こされた。日本の為政者は報道管制をしながら、「尼港事件」を徹底的に反ソ・反革命の宣伝扇動に利用した。そして、「責任ある政府」が成立し、



▲ 第4次再審闘争勝利を誓う (東京4・16)
(写真は、『解放新聞』5月5日号より転載)

前号訂正

3面・石川一雄さん計報記事の見出しで、「一雄」とあるのは「一雄」の誤り。訂正し、深くお詫びします。

政府提出の能動的サイバー防禦法案は4月8日、通信の秘密について実効性のない修正文言を入れることによって立民など野党の多くも賛成に回り、衆院を通過した。

サイバー防禦法案

戦争準備の法律は、必ず人権制約を伴う。会期未は6月22日。参院立民の再考を求める。諦めことなく参院で廃案とさせよう。(〇通信員)

「4.5事件」

かねて準備を整えていた日本軍は、1920年4月4日に、行動を起こす。その夜から、ウラジオストク(ウラジオストク)沿岸を中心として沿海州内のすべての日本軍駐屯地

この事件に関する「相当の報償謝罪をなすに至る迄」の保障と称して、北サハリンを7月に占領する。しかし、日本軍のロシア農民や朝鮮人の虐殺などについては一言もなく、知らん顔であった。

1920年4月6日、ザバイカル州西部で、極東共和国の成立が宣言された。これは、ボリシェヴィキのみならず、エスエル、メンシェヴィキなども参加したもので、ソヴィエト側は日本軍との衝突を避けるための緩衝国家として設立した。ボリシェヴィキ政権としては、国内では、「戦時共産主義」による農産物割当徴発制が農民から不評を買い、しばしば反乱を招いた(1921年3月の第10回党大会で、ネップに政策転換するとともに、現物税に切り換えた)。国外では、対ポーランドの革命戦争(1920年4月10月)が頓挫し、世界革命は遠のいた。

他方、日本側でも、国際的孤立がさらに深まり、国際世論の集中的批判を恐れ、5月初頭、田中義一陸相が、東進するソヴィエト軍とのあいだに緩衝地域を設けるよう現地軍司令官に訓令を発している。

日ソ双方の弱点の露呈で、共に妥協せざるを得なくなった。だが、日本軍の撤兵は、結局、1922(大正11)年10月までかかった。

10億円の軍事費を浪費し、3000人の死傷者を招き、シベリア出兵は完全な失敗に終わったのである。ただし、北サハリンからの撤兵は、その後の1925年である。

(つづく)

紙上討論！左派団結・統合 (8)

トランプ政権の発足と日本の変革運動

(3)

尾澤 孝司 (日韓民衆連帯委員会)

3、尹錫悦大統領の弾劾・罷免の闘いと韓国の進歩運動(下)

(4) 憲法裁判所の罷免決定の分析

4月4日、憲法裁判所は、非常戒厳令を宣布して弾劾訴追された尹錫悦大統領に対して、裁判官8人の全員一致で罷免することを決定した。12・3非常戒厳令宣布から123日を経ての結論だ。

尹錫悦大統領は、ムン・ヒョンベ憲法裁判所長権限代行が決定文を読みあげることが終了すると同時に、大統領職を失



▲ 4月4日罷免判決かちとった民主労総

憲法裁判所の罷免決定の主要な要旨は次のよう

① 憲法裁判所は、尹錫悦大統領による12・3非常

② 尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減

③ 憲法裁判所は、尹錫悦大統領の主張する国会の

④ 尹錫悦大統領は、国会に

⑤ 国家情報院のホ

⑥ 憲法裁判所は、これら

⑦ 非常戒厳令宣布権は

⑧ 尹錫悦大統領の罷免が

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

憲法裁判所の罷免決定の主要な要旨は次のよう

憲法裁判所は、尹錫悦大統領の主張する国会の

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

以下、第4章「日本の変革運動」へと続く。

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

戒厳宣布の当日、軍と警察による国会侵入、中央選挙管理委員会に対する強制捜査の試み、法曹人や政治家などの位置追跡と把握は実際に起きたこととして、いずれも違法であるため、非常戒厳令は実体的要件が備わっていないと判断した。そして、そもそも布告令が違法だったと判断した。憲法裁判所は、「被請求人はこの事件の布告令を通じて国会、地方議会、政党の活動を禁止すること、国会に戒厳令を要求する権利を行使すること、国会に戒厳令を規定している憲法の条項、代議制民主主義、権力分立の原則などに違反した。非常戒厳令において基本権を制限するため要件を定めた憲法および戒厳法の条項、合憲主義に違反することによって、国民の政治的基本権、団体行動権、職業の自由などを侵害した」と述べた。

尹錫悦大統領は、国会が相次ぐ弾劾、予算削減などで国政を麻痺(まひ)させたために非常戒

憲法裁判所は、「被請求人は尹錫悦大統領の主張する尹錫悦大統領が定めた戒厳令の目的ではない」と一蹴した。

尹錫悦大統領は、国会に

国家情報院のホ

憲法裁判所は、これら

非常戒厳令宣布権は

尹錫悦大統領の罷免が

以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略)

以下、第4章「日本の変革運動」へと続く。

トランプ登場後の世界
6・10第1回討論集会
講演 日韓条約60年と東アジアの平和
講師 ◆ 李 柄輝 (リビョンフィ) さん
 『プロファイル』朝鮮大学校朝鮮問題研究センター・副センター長、教授、朝鮮現代史専攻。共訳『現代朝鮮の悲劇の指導者たち』明石書店2007、共著『山口剛史編著『平和と共生をめざす東アジア共通教材』歴史教科書・アジア共同体・平和的共存』明石書店2016、論文『緊張する朝鮮半島と平和の展望』『科学的社会主義』2024年10月号など、主要な関心分野や研究対象：朝鮮解放後50年史、朝鮮民主主義人民共和国現代史、現代史を通じてみる朝鮮半島情勢分析など。
 ▼ 6月10日(火) 午後6時半開会 資料代500円
 ▼ 東京・渋谷労働福祉会館(渋谷駅徒歩7分)
 ▼ 主催 資本主義を超える新しい時代を拓く反戦実行委員会
 ▼ 主権 資本主義を超越する新しい時代を拓く反戦実行委員会
 (略称・反戦実) 連絡先 090-6481-6713

強い圧力の中で、4月4日によりやく判決日が決められたのではないかと推測される。尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

(以下は、未完成原稿であるがレジュメ的に記述する(以下略))

① 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

② 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

③ 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

④ 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

⑤ 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

⑥ 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

⑦ 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

⑧ 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

⑨ 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。

⑩ 尹錫悦大統領の罷免が決定されたが、尹錫悦自身が拘束から釈放され、内乱勢力は現在も現憲法秩序を破壊しながら、内乱を進行させている。いわば第2内乱状態だ。特別裁判所体制の頂点に立つ最高裁(大法院)が内乱の先頭に立っている。